

寝屋川市いじめ防止基本方針（概要版）（案）

寝屋川市は、いじめの防止等について、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係機関等との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として「寝屋川市いじめ防止基本方針」を策定し、市全体でいじめのない社会、いじめのない学校づくりを進めていきます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

	内 容
未然防止	全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
早期発見	いじめが、大人が気付きにくいいじめと判断しにくい形で行われることを認識し、積極的にいじめを認知するよう努める。
対処	日ごろから、対処の在り方について理解を深め、学校における組織的対応を可能とするような体制整備を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市及び教育委員会が実施する施策

- (1) 「市いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 関係機関等との連携（いじめ問題対策連絡協議会の設置）
- (3) 教育委員会の組織（いじめ問題対策委員会）の設置
- (4) 相談体制の充実及び周知
- (5) 啓発活動の実施

2 市立学校において実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの防止等に取り組む組織の設置
- (3) 未然防止の取組
- (4) 早期発見の取組
- (5) 対処

3 重大事態への対処

重大事態

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

②調査主体

教育委員会は、事案の調査主体やどのような調査組織とするかを判断します。

③事実関係を明確にするための調査

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

④調査結果の提供・報告

いじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供並びに市長及び議会への調査結果の報告を行います。

⑤再調査及び議会への報告

市長が必要と認めるときは、いじめ問題再調査委員会が再調査を行い、調査結果を議会に報告します。

⑥再調査結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

教育委員会又は学校

市長

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

「市いじめ防止基本方針」について、法の施行状況等を勘案し、随時、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。